

# 令和3年2月農業委員会定例会議事録

日時	令和3年2月19日（金）午後1時30分～午後2時42分	
場所	さぬき市役所 本庁 301、302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～3号)
日程第3	非農地証明願について	(会長提出議案第4号、5号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第6号～10号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第11号～17号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第18号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第19号～27号)
日程第8	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 10 廣瀬 徹 11 川田政美 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	9 岡村義弘	
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事	
農林水産課	玉木省三副主幹	
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員	
傍聴者	無	





十河道夫委員 第3号議案ですが、受人のほうは現在、●●地区でも一番大きい農業法人として活動なされています。事務所の近くの農地です。特に問題はございませんので、審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第1号から第3号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第3号につきましてお諮りします。議案第1号から第3号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第3号を原案のとおり認めることと致します。続きまして、日程第3 非農地証明願について、会長提出議案第4号及び第5号を議題とし、一括上程致します。事務局より説明を求めます。

事務局 非農地証明願でございますが、議案書の2ページ目、3ページ目をお開きいただきたいと思えます。今回の非農地証明案件につきましては2件ございました。

議案第5号の中の一筆でございますが、●●●●●●●●●●●●●●番●、地積1, 142㎡は、先日、2月17日付をもって一部取下げになりましたので、削除のほどよろしくお願い致します。よって、議案書の3ページ目の合計のほうで、第5号、合計欄が、所在・地番欄の畑2筆が1、合計のところ4筆が3筆、それと地積欄、畑1, 214㎡が72㎡、よって合計が1, 353㎡が211㎡に、訂正のほどよろしくお願い致します。

それでは、会長提出議案第4号のほうからご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日が令和3年2月1日。申請人は●●●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番他13筆でございます。内訳と致しましては、台帳地目、田が11筆、畑3筆でございます。現況地目は全て山林でございます、地積合計で14筆、10, 261㎡となっております。申請理由と致しましては、昭和55年頃から向こう40年以上不耕作な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料の4ページから7ページのほうをご覧くださいと思えます。

概要でございますけども、さぬき市●●、●●、●●●●●●から南へ約1.4kmから約2.2kmの範囲内に入っております。林道及び県道●●●●●●線の周辺地の山間部に位置しております、今回の案件につきましては相続未登記の案件となっております。被相続人が主に昭和48年頃に取得しまして施肥管理を行ってききましたが、自営業の傍ら度重なる獣害被害を受け耕作放棄し、また、自身が高齢化し管理難となったもので、やがて隣接山林とともに当該地が自然潰廃し山林化しております。お手元の資料の各所所在地の写真のほうをご覧くださいと思えますが、7ページ目のほうに集約しまして、14筆それぞれの写真をおつけしております。

続きまして、会長提出議案第5号、地区番号5、受付年月日が令和3年2月1日。申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●番●他2筆でございます。台帳地目は田が2筆、畑1筆となっております。現況地目は宅地及び道路となっております、3筆合計で211㎡となっております。お手元の資料は8ページ目から10ページ目をご覧くださいと思えます。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●地区、●●●●●●●●から北西へ約740m、県道●●●●線の西側に位置しておりまして、周辺地は西側に山間部、南北に幹線道路が走っております。その幹線沿いに住宅が広がっている状況下でございます。申請者は平成27年に相続し、農作業効率を上げるために居宅東側隣接地、お手元の資料の9ページ目でございますけれども、そちらに1103番の農機具、いわゆる納屋、平屋1棟37.06㎡をおつけしています。また、1104番2及び1107番2につきましては、居宅西側でございまして、お手元の資料の8ページ目の右側、公図をご覧いただきたいと思うんですが、そちらにございます農地1095番への管理道拡張、農道となっておりますので、おつけしております。なお、各項目につきましては、お手元の資料の10ページ目のほうに現況の写真、農道及び車庫、納屋をおつけしておりますので、ご確認できるかと思えます。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。  
まず、最初、●●地区、お願いします。

蓮井セツ子委員 議案第4号でございますが、●●の奥の端の奥の奥へ行ってまいりまして、2月16日、全員で現地確認を行いました。今、事務局が説明したとおりでございまして、現地も写真のとおりでございまして、許可相当の判断でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員 報告します。先ほど事務局のほうから、●●●●番●の山林になっているところを取下げということですので、とりあえず宅地、農機具置場と耕作道路、もともとあった農道を拡張して道路に使用しているというこの3筆に関しては、仕方がないというふうに考えております。審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第4号及び第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

吉原博美委員 先ほど説明があった議案第5号の取下げした●●●●番の●の取下げの理由をお聞かせ願いたいと思います。

事務局 お手元の資料のほうでございまして確認ができるんですが、面積が1,142㎡で広大な面積がございます。その中に、お手元の資料の8ページ目の左側の地図の中に四角い囲いがあるかと、赤く塗っている部分、こちらのほうに納屋がございまして、この納屋のほうにつきましては、宅地拡張扱いになる部分ではございましたが、残念ながら、広面積であるがゆえに転用手続ができないというところで、あえて非農地証明の協議を一旦受付をしましたが、残念ながら、●●地区のほうでは判断しかねるということでございましたので、その旨、転用事業者の方に申し出、取下げをしていただいた経緯でございます。

吉原博美委員 ということは、現地の確認した結果によって、ふさわしくないという判断を下したという。

事務局 そうです。私どもも先、あらかじめ現地のほうを確認したら、1,100





m<sup>2</sup>。工事着完年月日は昭和45年10月1日から昭和45年11月30日。農地区分は第2種農地。備考と致しまして、無断転用です。資料は14から16ページで、位置図を14ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、先ほどの非農地証明の第5号の案件のあった場所から南西へ約120mに位置しております。申請地の隣接は畑及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人の亡父が昭和45年頃に豚舎、納屋と農作物保管倉庫を建築致しましたが、平成16年の台風災害により豚舎は解体し、その後、貸倉庫として利用しているものであり、今般、無断転用が判明したため是正をするものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第8号、地区番号は5、受付年月日、令和3年2月1日。申請人は●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目田、現況地目宅地。地積は338m<sup>2</sup>。転用目的は宅地拡張で、建築面積は311.65m<sup>2</sup>。工事着完年月日は平成4年2月4日から平成4年9月30日。農地区分は第1種農地で、備考と致しまして、無断転用で、併せ利用地がございます。資料が17から18ページでございます。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●●●●●●から南東へ約630mに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は平成4年頃に農機具置場などの確保を目的に農業用倉庫、車庫、温室を建築し、また、車両の進入路を確保したものであり、今般、無断転用が判明したため是正するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第9号、地区番号は5、受付年月日、令和3年2月1日。申請人は●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目畑、現況地目宅地。地積は161m<sup>2</sup>。転用目的は宅地拡張で、建築面積は271.25m<sup>2</sup>。工事着完年月日は昭和50年9月1日から昭和52年3月31日。農地区分は第2種農地で、備考と致しまして、無断転用で、併せ利用地がございます。資料が19から20ページになっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●●●●●●から南東へ約470mに位置し、申請地の隣接は宅地、道路及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人の亡父が昭和50年頃から52年にかけて、農機具保管等のために農業用倉庫を自宅隣接地に建築し、宅地拡張したものであり、今般、無断転用が判明したため是正をするものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続いて、会長提出議案第10号、地区番号は5、受付年月日、令和3年2月1日。申請人は●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目田、現況地目宅地。地積は364m<sup>2</sup>。転用目的は宅地拡張で、建築面積は248.25m<sup>2</sup>。工事着完年月日は昭和62年10月1日から昭和63年3月31日。農地区分は第2種農地で、備考と致しまして、無断転用で、併せ利用地がございます。資料が21から22ページです。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●●●●●●から南東へ約430mに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路、水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人の亡父が昭和62年頃

から63年頃にかけて農機具保管等のために農業用倉庫を自宅隣接地に建築し、宅地拡張したものであり、今般、無断転用が判明したため是正をするものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願い致します。

川田政美委員 会長提出議案第6号でございますが、先々日、全員で現地確認致しました結果、これは致し方なからうということに達しましたので、皆様方の審議、よろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員 ご報告します。第7号ですが、先ほど出てきました5号の●●さんと同一人物です。この申請人の息子さん夫婦が●●のほうへ帰ってくるということで、農地等の整備の一環として、現在建っている貸倉庫等の正式な転用を申し出たものでございます。無断転用が解消されるのは非常にいいことだと思っております。

8号につきましても、●●さん、公務員のお父さんが建てたということで、私自身も近所に住んでおりましたが、農地であったとは思ってもみなかったところがございます。

なお、第9号ですが、●●さんはもう宅地でございますが、宅地だろうと思って道路の規模ですけど、見ておりましたが、残念ながら宅地ではなかったということらしいです。

第10号に関しましても、全然気がつかなかったという感じでございます。いずれにしても、皆さんの転用の目的がそれぞれ家庭にあったものだと思います。大変申し訳ないんですが、審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第6号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第10号につきましてお諮りします。議案第6号から第10号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第10号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第17号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、17号は寒川委員の関係する議案になりますので、除斥対象議案になりますので後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の5ページでございます。農地法第5条に基づく申請審議につい









おります。46件のうち、新規が30件、再設定が16件となっております。46件のうち、賃借権が4件、使用貸借権が42件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が1件、11万7,096円が1件、42,500円が1件、6,299円が1件となっております。期間は、10年が15件、6年が11件、5年が8件、4年4か月が6件、3年が6件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の42件について説明致します。こちらの用紙をご覧ください。

貸付先は、個人23件、法人19件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が6件、使用貸借権が36件となっております。期間は、10年が20件、6年が13件、4年4か月が9件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、果樹類の作付となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、整理番号指定の上、発言を願います。

寒川委員さん。

寒川 巧委員 整理番号46番の、●●さんが借りて貸主が●●さんですか、10a当たりの借賃が11万7,000円というのは、1反が11万7,000だから、1,700ということは十七、八万の借賃になるんでしょうか。

事務局 そうです。

寒川 巧委員 特殊物ですか、ちょっと分からんのだけど。何を作って借りているのかと思って。

議長（会長） これハウスだから高いんよね。

寒川 巧委員 ハウスの中でイチゴか何か。

アスパラ。

寒川 巧委員 アスパラですか。じゃ、これが通常の値段ですか。借りる場合はこんなもんですか。

議長（会長） ●●●●の●●さんところも借りとるのは、あれ、1反当たり十五、六万。施設ごとで借りるから。

寒川 巧委員 そうですか。ありがとうございます。それだけちょっとお聞きしたくて。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の15番、16番、28番を除く議案第18号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長）	<p>では、原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、芳竹委員及び十川委員の関係議案である農地中間管理事業対象農用地等総括表の15番、16番、28番の審議に入りますので、それでは、芳竹委員さん、十川委員さんの退席を求めます。</p> <p>（芳竹委員、十川委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は3件で、使用貸借権が3件となっております。期間は6年が3件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>では、原案のとおり認めることと致します。</p> <p>退席されている芳竹委員さん、十川委員さんの入場を認めます。</p> <p>（芳竹委員、十川委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第19号から第27号までを一括上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で第25号、27号は私と寒川委員の関係する議案になり、除斥対象議案となりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、第25号、第27号を除き、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、資料の12ページをご覧ください。今回の農用地域からの除外案件は7件あり、面積にして3,856.11㎡、10筆です。</p> <p>それでは、農振地域からの除外の個別案件について説明致します。</p> <p>初めに議案第19号でございます。申請者は●●●●●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番です。除外面積は1,347㎡で、除外後の用途は太陽光発電設備です。申請地の位置でございますが、31ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から東へ約250mのところに位置しております。</p> <p>続いて、議案第20号でございます。申請者は●●●●●●地区、●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番●他1筆です。除外面積は93.11㎡で、除外後の用途は宅地拡張です。申請地の位置でございますが、33ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から北西へ約500mのところに位置しております。</p> <p>続いて、議案第21号でございます。譲渡人は●●●●●●地区、●●●●●●様、譲受人は●●●●●●地区、●●●●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●番●他1筆です。除外面積は621㎡で、除外後の用途は農家住宅です。申請の位置でございますが、35ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から北東へ約720mのところに位置しております。</p> <p>続いて、議案第22号でございます。譲渡人は●●●●●●地区、●●●●●</p>



●様、譲受人は●●●●●●●●地区、●●●●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外面積は377㎡で、除外後の用途は貸住宅です。申請の位置でございますが、38ページ左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●から南へ約650mのところを位置しております。

続いて、議案第23号でございます。譲渡人は●●●●●●地区、●●●●●●様、譲受人は●●●●●●、●●●●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外面積は407㎡で、除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、40ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●から北西へ約760mのところを位置しております。

続いて、議案第24号でございます。譲渡人は●●●●●●地区、●●●●●●様、譲受人は●●●●●●、●●●●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番他1筆です。除外面積は569㎡で、除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、42ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●から北北西へ約880mのところを位置しております。

続いて、議案第26号でございます。譲渡人は●●●●●●地区、●●●●●●様、譲受人は●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外面積は442㎡で、除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、46ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●から北北東へ約620mのところを位置しております。説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●●●地区、●●●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。  
まず、最初、●●●●地区よりお願い致します。

蓮井セツ子委員 この農振の案件につきましても2月16日に全員で行いました。議案第19号については太陽光の設備、それから、第20号については玄関先の無断転用の是正でございます。  
第21号につきましても農家住宅を建てるということでございますが、田んぼの中に水路が走っております。現在は使っていないということで、払下げの地元の承認を取っておるということでございますので、よろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

川田政美委員 会長提出議案第22号でございますが、これは生前、農業機械の置場として申請した、その残りの土地でございます。●●●●さんが住宅を建てるということでございますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員 23号、24号、26号。とりあえず23号に関しましては、先ほど出てまいりましたが、●●●●さん、息子さん夫婦が後継者として帰ってくるということで住宅を建設予定しています。  
24号の●●●●さんについても、後継者という形で帰ってきます。  
それで、26号に関しましても、やはり分家住宅ということですので、審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第25号、第27号を除く議案第19号から第26号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第25号、第27号を除く議案第19号から第26号までにつきましてお諮りします。議案第25号、第27号を除く議案第19号から第26号までについて異議ありませんでしょうか。
全委員	
議長（会長）	「異議なし」との声あり。  それでは、議案第25号、第27号を除く議案第19号から第26号までについて原案のとおり認めることと致します。 続きまして、私と寒川委員の関係議案である議案第25号、議案第27号の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。
議長（会長職務代理者）	それでは、松原委員、寒川委員の退席を求めます。  (松原委員、寒川委員 退席)
議長（会長職務代理者）	それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の農用地域からの除外についての委員さんの案件は2件あり、面積にして167㎡、2筆です。 初めに、議案第25号でございます。譲渡人は●●●●●●地区、●●●●●●様、譲受人は●●●●●●地区、●●●●●●様です。申請地は●●●●●●番です。除外面積は27㎡で、除外後の用途は宅地拡張です。ここで、資料の差し替えを皆さんの上に置いておと思うんですが、そちらのほうをご覧ください。申請の位置でございますが、44ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●から北へ約780mのところのところに位置しております。 続いて、議案第27号でございます。譲渡人は●●●●●●地区、●●●●●●様、譲受人は●●●●●●地区、●●●●●●様です。申請地は●●●●●●番●●です。除外面積は140㎡で、除外後の用途は住宅拡張です。申請の位置でございますが、48ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●から北北東へ約980mのところのところに位置しております。説明は以上です。
議長（会長職務代理者）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●●●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。
十河道夫委員	25号ですが、悪意のある無断転用ではなくて、うっかりという感じで、面積も27㎡です。無断転用は解消されることに関しては意義あると思います。問題はなかろうというふうに思っております。 27号に関しましては、●●●●●●さんの自宅、地図、図面を見ていただいたら分かると思うんですが、県道のカーブになっているところにあるんですが、それを真っすぐ県道が通るようになるという土地で、申出の土地と併せて、今現在、納屋が建っているんですが、黄色い部分です。48ページの黄色い部分なんですが、これももう当然、道路がつくので、削るような形になりますので、別の、隣接する遊休地を使って倉庫を建て替えるというふうに聞いております。この現場のほうも見てまいりました。審議のほうよろしくお願ひします。
議長（会長職務代理者）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第25号、第27号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。 ご意見ございませんか。

全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長職務代理者）	ないようでしたら、それでは、議案第25号、第27号につきましてお諮り致します。議案第25号、第27号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長職務代理者）	それでは、議案第25号、第27号について原案のとおり認めることと致します。 退席されている松原委員、寒川委員の再入場を認めます。  (松原委員、寒川委員 着席)
議長（会長）	本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、事務局、何かありませんでしょうか。
事務局	次回の定例会のご案内でございます。3月26日金曜日、本庁附属棟、多目的室、東側の建物です。時間の変更がございます。朝9時から開会したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。 なお、3月11日木曜日及び12日金曜日につきましては、農家相談も開催予定でございますので、ご担当の委員の方々、よろしくお願い致します。
議長（会長）	以上をもちまして、令和3年2月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございました。  (14時42分閉会)
	各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず） ・農地法第3条に基づく申請審議について 賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名  ・非農地証明願について 賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名  ・農地法第4条に基づく申請審議について 賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名  ・農地法第5条に基づく申請審議について 賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名  ・農地利用集積計画の審議について 賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名  ・農業振興地域整備計画変更の答申について 賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 16番

署名委員 1番